

「(仮称) 中央区こども計画 (第三期中中央区子ども・子育て支援事業計画)」
 中間のまとめに対するパブリック・コメントの実施結果について

1 実施期間

令和6年12月16日(月)から令和7年1月7日(火)まで

2 実施方法

(1) 周知方法

- ① 区のおしらせ ちゅうおう (12月15日号) への掲載
- ② 区ホームページへの掲載
- ③ 区 SNS (X(旧 Twitter)、LINE、Facebook) への掲載
- ④ チラシの配布 ((2) ②の冊子設置場所、保育所、区立幼稚園等)
- ⑤ 学校・保護者間連絡アプリ (tetoru) を通じて区立小・中学校保護者へチラシを配信
- ⑥ 学習用タブレット内の L-Gate にリンクを設置

(2) 中間のまとめの公表方法

中間のまとめ及び子ども向けに作成した計画の簡易版を以下のとおり公表した。

- ① 区ホームページへの掲載
- ② 閲覧用の冊子の設置

<設置場所>

子育て支援課、まごころステーション、情報公開コーナー、各特別出張所、各図書館、中央区保健所・各保健センター、子ども家庭支援センター「きらら中央」・各分室、各児童館、各あかちゃん天国、子ども発達支援センターゆりのき、教育センター、男女平等センター「ブーケ 21」

(3) 意見の提出方法

子育て支援課窓口へ持参、郵便、ファクシミリ、電子メール及び区ホームページからの入力

3 意見の提出件数及び提出人数

提出件数 129 件 (小学生以下 6 件、中学生 0 件、高校生世代 0 件、一般 123 件)
 提出人数 31 人 (小学生以下 4 人、中学生 0 人、高校生世代 0 人、一般 27 人)

4 意見に対する対応

◎ 計画に反映するもの	8 件
○ 計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているもの	23 件
□ 意見として伺うもの (今後の事業の参考とすべきもの)	34 件
△ その他	64 件

(仮称) 中央区子ども計画 (第三期中央区子ども・子育て支援事業計画)
 中間のまとめについてのご意見の概要と区の考え方

【取り扱い】

- ◎：計画に反映するもの
- ：計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているもの、実施予定のもの
- ：意見として何うもの (今後の事業の参考とすべきもの)
- △：その他

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
1	一般	計画全体	全体として、本当に様々な事業を検討し、実行いただき大変感謝している。 一方で、一度実行し始めて止められなくなっているものはないか。事業のメリット・デメリットをしっかりと見定め、効果が低ければ一度終了してみるのも一つではないか。割ける人的資源には限りがあるため、際限なく増え続けることはできないと考える。	○	計画の進捗状況の管理として、PDCAサイクルのもと、子ども・子育て会議において事業の進捗管理と評価を行い、事業の継続・拡充、見直しを図ることで、実効性を確保してまいります。
2	一般		計画に予算の記載がないため、中央区の本気度が分からない。無限に予算を費やせるわけではないので、概算額を提示してほしい。	□	本計画は、こども基本法に基づく「自治体こども計画」として、本区の子ども・子育て支援施策の総合的な方向性を示しています。 ご意見の予算額の計画書への記載については、計画期間の5年間としての精度の高い数値を算出することは困難ではありますが、PDCAサイクルのもと、子ども・子育て会議において事業の進捗管理と評価を行い、事業の継続・拡充、見直しを図ることで、効率的で質の高い行政サービスを提供してまいります。
3	一般		方向性1～5の全般に言えるが、相談支援の充実や居場所づくり等は多様なニーズや課題のあるこのご時世ではもはや時代遅れに感じる。一人ひとりのニーズに沿った施策が求められる時代であり、プッシュ型の施策の割合をもっと増やす必要がある。 そのためには、庁内の各課の横の繋がりを強化し、各課のデータを活用した既存事業の高度化や業務効率化、住民サービス向上の施策に繋げていく必要がある。	□	中央区基本計画では、区政運営の柱と区的主要な取組として、持続可能な行財政運営のため、デジタルを活用したBPR (業務改革、Business Process Re-engineering の略称) を積極的に進め、区民ニーズに応じた利便性の向上と質の高い行政サービスの提供を行うとともに、業務の効率化を徹底するとしています。
4	一般	P3 第1章 (3) 中央区の動向	「中央区の動向」に、こども家庭センターの設置について明記してほしい	△	こども家庭センターは令和7年4月に設置予定であり、P88「方向性2 基本施策1 子育てに関する相談・情報提供の充実」に重点事業として掲載しています。そのため、これまでの取組を記載している「中央区の動向」への記載はいたしません。
5	一般	P6 第1章 2 計画の位置付け	計画の位置付けについて、「若者も対象に含めて」と記載があるが、その指す範囲が不明確である。今後の本計画の対象範囲という重要な点なので、計画内に定義してほしい。	△	「若者」の説明を巻末資料編の用語解説に記載する予定です。
6	一般	P7 第1章 3 計画の期間	「子ども・若者を取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて中間の見直しを実施する」と記載があるが、原則は、中間の見直しを行うと考える。 表中の令和9年に中間見直しを実施するよう記載してほしい。	△	本計画については、記載のとおり必要に応じて中間見直しを実施するため、ご意見のように表中の令和9年に実施するという記載はいたしません。
7	一般	P10 第1章 (4) パブリックコメントの実施	今回のパブリックコメントについて、子どもからどのような意見があったか記載してほしい。また、子どもからのパブリックコメントが少なかった場合は、なぜ、少なかったのか、どのように集めればよいか、次に活かせる検討も、合わせてしてほしい。	◎	今回新たな取組として、子ども向けに計画の簡易版を作成し、パブリックコメントを実施した結果、小学生以下の4名の方から意見をいただきました。 本資料にご意見を提出いただいた方の区分を記載していますので、ご確認ください。
8	一般		今回のパブリックコメント結果の概要を掲載するにあたっては、対象の年代などの属性情報ごとの回答数も掲載してほしい (特に子ども・若者世代からどの程度回答があったのか等)。 当事者の意見がどの程度寄せられているのかを計画に示すことは、今後の意見聴取の手法のあり方にとって重要な検討材料と考える。	◎	
9	一般	P39～42 第2章 3 保護者へのアンケート結果	前後比較によってどういったニーズ変化があるのかについて把握でき、そこから現状の課題や今後必要な施策が導かれるため、前回の調査結果も掲載してほしい。	△	本計画は、ページ数も限られていることから、ニーズ調査等の結果については一部抜粋して掲載しており、その中でも必要な内容について前回調査との経年比較を掲載しています。調査結果の詳細については、調査報告書をご覧ください。 【URL (令和5年度中央区子育て支援に関するニーズ調査、ひとり親家庭実態調査の実施結果について)】 https://www.city.chuo.lg.jp/a0020/kosodate/kosodate/keikaku/kosodateshien-chosahokokusho.html



No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
10	一般	P53 第2章 (2) 地域子ども子育て支援事業の実績 ① 主な施設の概要	プレディプラス事業について、今後設置される予定の各学校内学童クラブについては記載しても良いのではないか。	△	P49「(2) 地域子ども・子育て支援事業の「◇主な施設一覧」」には、子ども・子育て支援策の現状として、令和6年10月1日現在の実績を掲載しています。
11	一般	P53 第2章 (2) 地域子ども子育て支援事業の実績 3) 1学童クラブ	表下の※2について、「民間学童」は前ページの「民設民営学童クラブ」でしょうか。説明もなぜ入所者数にこの児童を含めないのか、わからなかったので文面の見直しを検討してほしい。	◎	ご意見のP53表下の※2、「公設学童」を「公設学童クラブ」に、「民間学童」を「民設民営学童クラブ」に修正します。 入所者数の記載については、表下に記載のとおり、公設学童クラブを希望しても入れていない児童を待機者としており、民設民営学童クラブに通いながら待機している児童は入所者ではなく待機者として扱うため、入所者数と待機者数に重複が生じないようにしています。
12	一般	P61 第2章 5 施策の推進に向けた課題 (4) 子ども・子育て家庭と地域がつながるための支援	「子ども・子育て家庭と地域をつないでいく」ことが理想ではあるが、実態としてファミリー・サポート・センターなどの事業が十分に機能していない中でやや非現実的な議論のように感じる。 まずは必要なニーズを把握した上で、それに対して必要なサービスを提供することを目指してほしい。	△	本計画では、これまでの実績や保護者へのニーズ調査等を踏まえ、「第4章方向性ごとの取組内容」で方向性毎の取組の方向性を示すとともに、「第5章子ども・子育て支援事業計画」において、ファミリー・サポート・センター事業をはじめとした子ども・子育て支援事業における量の見込みと、確保方策を定めています。
13	一般	P62 第3章 1 計画の基本理念	基本理念について、大変良い理念だと思う。 ぜひ、理念にあるように、子どもを育むひとには、さらにその子育てへの思いが深まるように、子どもを育てないひとにも、子育てを見守る思いが深まるように、それぞれの取り組みがなされるようお願いしたい。	○	基本理念及び計画に掲げる各取組を推進し、中央区らしい子どもまんなか社会の実現を目指してまいります。
14	一般	P69 第4章 方向性1 KPIについて	KPIにある「困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる子どもの割合」について、こども大綱の中での数値目標よりも低い数値が設定されている。 中央区の目標値もこども大綱に合わせて、それが実現できるよう施策を進めてほしい。	△	参考として記載しているこども大綱の指標では、「どこかに助けしてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合」であり、目標数値は97.1%となっています。 今回本区が実施した調査は、「困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる子どもの割合」で、調査結果は小学生調査であれば、「いる」が78.9%、「いない」が3.4%、「誰にも話さない、話したくない」が16.0%、「その他」が1.7%となっています。 設問が若干異なること、「いない」、「誰にも話さない、話したくない」と答える方が一定数おり、こども大綱の指標と目標値を合わせることはできませんが、本計画における数値目標達成に向けた取組の推進により、こども大綱における数値目標の実現を目指してまいります。
15	一般		いざというときに子どもたちが相談先を知っているかどうか、相談できるかが極めて重要である。 各種相談の窓口の認知度を定期的に子どもたちに調査し、その数値を事業KPIに加えてほしい。	□	今回実施した調査では、相談窓口の認知度については調査していないため、次回調査の際の参考とさせていただきます。
16	一般		子どもの権利に関して啓蒙が必要である。 子ども自身だけでなく、教育委員会や子ども家庭福祉に関する部署の区の職員、教員、保育士、学童職員など子どもに関わる専門職、ボランティアさんの子どもの権利条約の理解の徹底をしてほしい。	○	本計画に記載のとおり、「子どもの権利」が保障され、子どもたちが地域で安心して自分らしく過ごせるよう、子どもの育ちに関わる地域社会全体（区職員、関係機関等も含む）に対し、さまざまな機会を捉えて人権に関する普及・啓発を行い、子どもの権利の理解の促進を図ってまいります。
17	一般	P70～72 第4章 方向性1 基本施策1 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進	子どもの権利条約記載部分に、子どもアドボカシーの概念も入れることや、子どもの意見表明支援において、子どもアドボカシーを進める視点の記載の充実を、子どもアドボカシーの用語も用いて記載してほしい。	△	P72「コラム」に記載の「子どもの権利条約」は、公益財団法人日本ユニセフ協会を出典としているため、文章の変更はいたしません。
18	一般		子どもの権利条約、東京都こども基本条例にのっとり、中央区のこども条例を策定し、子どもの権利を保証してほしい。	△	子どもの権利条約の精神にのっとり制定されたこども基本法に基づき、本計画を策定しています。また、東京都こども基本条例において子どもの最善の利益を最優先に、それぞれの役割に応じて取り組むべき様々な施策を位置づけていることから、本区が現時点で区独自に条例を制定する予定はありません。
19	一般	P73～75 第4章 方向性1 基本施策2 子どもに対する相談体制の充実	子どもオンブズマン制度を創設し、子どもが自分たちのことを責任をもって考えて決めることが大事である。また、本当に子どもの権利を守ろうと思うなら、人権救済窓口や人権監視機関が必須である。	△	子どもオンブズマン制度は、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に第三者的機関が公正かつ中立な立場で取り組むことを目的としており、本区では、いじめや虐待などの権利侵害に対する子どもの相談先として、こども家庭支援センター及び教育センターを設置しています。 引き続き、子どもが権利の主体として認識するよう、学校における主権者教育や子どもの権利に関するリーフレットの作成など、子どもの権利の意識の醸成を図ってまいります。 また、子どもたちが気軽に相談できる環境づくりと周知を図るとともに、子どもにかかわる多様な施設・機関、地域関係者が連携し、地域における子どもへの見守りを一層推進してまいります。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
20	一般	P73～75 第4章 方向性1 基本施策2 子どもに対する相談体制の充実	子ども相談フォームについては、あくまで公立の小中学校のタブレット端末経由での相談である。 私立に通う小中学生、高校生以上が相談できる場も同様に提供されるべきです。また、アカウント認証なしに匿名で相談できる場についてもあるべきです。	○	私立を含む子どもの相談場所として、子ども家庭支援センターや教育センターでの相談のほか、東京都子ども・子育てお悩み相談室において、それぞれの悩みに応じた相談窓口を掲載しています。 なお、本区では、令和6年度より匿名での相談が可能な「ブーケ21」SNS相談（チャット相談）を実施しており、小中学生、高校生以上の相談にも応じています。
21	一般		体を動かす体験をするには、月に1万円以上する習い事に通わせなければ実現できないため、小学校の体育館やプールでの子ども向けの水泳教室や運動教室を充実させてほしい。	△	現在、子どもの健康増進及び体力向上を図り、またスポーツを始めるきっかけとなるよう様々なスポーツ教室を実施していますが、限られた施設を利用して実施しているため、実施回数の増については対応できません。
22	一般	P76～79 第4章 方向性1 基本施策3 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実	参画に関して、子どもの権利条約の意見表明する権利、参加する権利が書かれていないので明記し、学校や子どもに関する事について意見を表明する機会を作してほしい。	○	子どもの権利条約の意見を表明する権利、参加する権利を含む4つの原則については、P72「コラム」で紹介しています。 また、今回実施した子どもを対象としたパブリックコメントや、子ども・若者を対象としたアンケート調査の実施など、子どもが意見を表明することができる機会を引き続き設けてまいります。
23	一般		既存の関連の施策を並べた印象しかない。 他自治体の例を参考に、こども若者自身がイベント等を企画・実施するような取組も行っていくべきと考える。	□	本計画に記載のとおり、子どもがさまざまな地域活動や社会活動への参加・参画のきっかけとなる機会を提供するとともに、子ども・若者向けアンケート調査の実施や会議体への若者の登用等により、子ども・若者が区政に参画できる機会を確保してまいります。
24	一般	P80～81 第4章 方向性1 基本施策4 教育内容の充実	3つの重点事業（個性や能力を伸ばす教育の推進、豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進、健康な体づくりの推進）について、現況と最終年度の枠に数字が入っておらず、これらの施策がうまく行ったのかどうかの判断ができない。 他の項目にならい、何らかの数値目標を設定してほしい。	△	教育の効果は、子どもの成長を包括的に考える必要があります。 ご意見いただいた3つの重点事業には、教育に係る多様な要素が含まれており、目標について件数や割合などの定量的な数値を設定するのはなじまないと考えております。
25	一般		英語教育について、小学校では文法は教えずにニュアンスだけで教えているのが現状で、英語塾に通う子どもとは差がある。公教育でどこまで英語教育を行うか疑問がある。	△	学習指導要領に基づき、小学校ではコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育み、中学校では、文法などの働きについて学習します。 引き続き、発達の段階に応じて、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に向けた取組を充実させてまいります。
26	一般		他の自治体ではもっと多くの体験ができる機会がある。個人では限界があり、東京にいと中々体験の機会が少ないので増やしてほしい。	○	子どもたちが、豊かな人間性や自立心を育むため、引き続き、区のイベントや教育活動等を通じて体験活動や文化活動等の自己実現の場と体験機会を提供してまいります。
27	一般		中学生職場体験について、とても良い取り組みなので全小学校でも実施してほしい。	△	職場体験は社会の一員としての自覚を促し、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成することを目的として行われており、小学校では、校外学習や地域巡りなどの学習を通して、様々な職業についての理解を深めています。 引き続き校外における学習等の取組を推進し、キャリア教育を充実させてまいります。
28	一般	P82～84 第4章 方向性1 基本施策5 自己実現の場と体験機会の提供	中央区は、幼い頃から海外旅行に行く家庭も多い。 海外旅行に行かない家庭が貧困であるとは思わないが、行かない家庭の子どもたちが劣等感を感じず、一律に海外経験ができるよう、中学生の修学旅行を海外にするなど検討してほしい。	△	修学旅行は、中学校3年間の学習の集大成として、総合的な学習の時間等の学習内容をより充実したものにすることを目的としております。 そのため、行き先については各校の修学旅行の目的に応じて決定しています。
29	一般		ドーム型プラネタリウム「タイムドーム明石」の持つ臨場感や教育的価値を考えると、遊休資産となっているこの状況は非常に惜しいと感じている。 未就学児を含む子どもと保護者向けプログラムを充実させ、地域住民が気軽に利用できる環境を整えるなど、ぜひタイムドーム明石の再開を検討してほしい。	△	旧郷土天文館「タイムドーム明石」のプラネタリウム施設は、小学校第3・4学年の全児童を対象とした教育センター教室で学習投影に活用しています。 本の森ちゅうおう開設にあたり、プラネタリウム一般投影を含む社会教育事業を整理し、指定管理者に事業を引き継いだ経緯があり、現在一般の方向けには本の森ちゅうおうでミニプラネタリウムや星空観賞会を実施しています。 ドーム型施設については、人員配置や経費の都合上、小学生を対象とした学習投影に特化しているところです。
30	一般		明石町の郷土資料館跡を利用して、プラネタリウムのある小規模な科学館を整備し、教育センターとも連携して、子どもに科学体験の場を提供してほしい。	△	郷土天文館があったスペースには、令和5年9月から教育センターが移転しており、プラネタリウム施設は小学校第3・4学年の全児童を対象とした教育センター教室で学習投影に活用しています。 子どもたちの科学に対する興味・関心を醸成することは非常に大切であると考えており、教育委員会では教育センターにおいて科学教室や早稲田大学と連携した科学実験教室等を開催しています。ご提案の施設整備は難しい状況ですが、今後とも事業を充実させてまいります。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
31	一般	P82～84 第4章 方向性1 基本施策5 自己実現の場と体験機 会の提供	様々な体験が重要であることは理解するが、何を するでもなくほっとすることのできる居場所も不可欠 なので、若者のための施設も検討してほしい。 晴海図書館にTeen&Youthエリアが設けられたよう に、既存の施設の一角を活用というやり方もあると考 える。	□	例として挙げられた施設のように、引き続きさまざ まな機会を捉え、ニーズを踏まえながら各地域におけ る若者の居場所の確保に努めてまいります。
32	一般	P86～90 第4章 方向性2 基本施策1 子育てに関する相談・ 情報提供の充実	小学校からの連絡でしか情報を受け取らないので、 区が何をしているか分かりづらい。 様々なサポートが区にはあると思うので、その時々 にあった情報がほしい。	○	地域や子育ての必要な情報を入手できるよう、区 のおしらせやホームページ、SNS、こどもすくすくナビ、 子育てガイドブックなどの多様な媒体・手段を活用 し、情報発信してまいります。
33	一般		区の支援やイベント情報になかなか気づけないこと が多々あったので、情報発信を強化してほしい。	○	
34	一般		乳児家庭全戸訪問事業について、現況と最終年度目 標の前後比較ができない。重要なのは訪問率と把握率 なので、その目標値を設定すべきである。	◎	乳児家庭全戸訪問事業における訪問率は、本区での 訪問実施率であり、里帰り等により他自治体へ訪問を 依頼した場合は訪問率に含まれません。そのため、最 終年度における里帰り出産数等を予測することは困難 であるため、訪問率の目標を設定することはできませ ん。 把握率については、100%を維持することは重要であ ることから、事業の最終年度目標にその旨を追記いた します。
35	一般		こども家庭センターの設置について、重要なのは施 設の数ではなく、必要となる方がいざというときに支 援につながるができることなので、施設の認知度 を把握してほしい。	△	本事業は、誰もが安心して妊娠出産・子育てできる 環境を整えるための相談支援体制の強化を目的とした ものであり、施設の認知度を把握する予定はありません。
36	一般	ふくしの総合相談窓口について、重要なのは施設の 数ではなく、必要となる方がいざというときに支援に つながることができることなので、施設の認知度を把 握してほしい。	□	ふくしの総合相談窓口については、令和6年4月に 開設した京橋地域をはじめ、月島・日本橋の各地域に 順次開設することで、身近な地域で相談できる体制づ くりを進めています。 引き続き、福祉に関する困りごとを抱えた方が気軽 に相談ができ、必要な支援につながるできるよう 周知を進め、認知度の向上に努めてまいります。	
37	一般	P91～96 第4章 方向性2 基本施策2 妊娠期から出産・子育 て期の切れ目ない伴走 型支援	出産・子育て応援事業について、重要なのは対象者 とどの程度つながることができたかなので、その数値 を設定すべきである。	△	里帰り等により他自治体の訪問を受けた方も給付の 対象者になりますが、No.34の回答のとおり里帰り出 産数等の予測は難しく、また、区の面談・訪問後に転 出する方や他自治体での面談・訪問を受けた後に転入 する方などがいるため、正確な対象者数を把握するこ とは困難であり、数値目標を設定することはできませ ん。
38	一般		パースデーサポートについて、重要なのは対象者と どの程度つながることができたかなので、その数値を 設定すべきである。	△	ギフト申請時のアンケートの回答内容を確認した上 で、区が必要と判断した対象者に面談等を実施してい ますが、区が関わるべき対象者の数を予測することは 困難なため、数値を設定することはできません。
39	一般		妊婦健康診査について、重要なのは対象者全体に対 してどの程度受診者がいるかなので、その数値を設定 すべきである。	△	妊婦健康診査の対象者については、妊娠届後に区外 転出する方や、妊婦健康診査受診後に区内転入する方 などがいるため、正確な対象者数を把握することは困 難であり、数値目標を設定する予定はありません。 なお、P177「4(11)妊婦健康診査」において、量 の見込みとその確保策を記載しています。
40	一般	「子ども子育て応援ネットワーク」について、現況 と最終年度目標の前後比較ができないので、数値設定 がされるべきである。	△	本事業は、こども家庭センターの役割・業務として 充実していきます。最終年度における支援対象者数を 予測することは困難なため、数値設定を行うことはで きません。	
41	一般	産後ケア事業について、他の自治体に比べて同じ施 設を利用するにも金額が高く、使いにくいと感じた。 産後鬱を防ぐためにも利用しやすくしてほしい。	□	産後ケア事業の現在の利用者負担額の設定は、各施 設が設定する利用金額の概ね3割を下回る負担額での 設定を行っており、適切な設定額であると考えており ます。 引き続き、国や他自治体の動向、区民のニーズを注 視しながら、対象施設の拡大やサービス形態の追加等 を検討し、利用しやすい環境を整備してまいります。	

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
42	一般	P91～96 第4章 方向性2 基本施策2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援	インフルエンザの予防接種の補助について、現状子どもには2,000円の補助があるが、75歳以上の高齢者は無料なので、子どもも無料で接種が受けられるようにしてほしい。 また、子どもの同居家族が感染した場合のリスクを低減するため、同居家族への接種補助も行ってほしい。	□	本区では予防接種法に基づき、小児の定期予防接種のほか、65歳以上の方等を対象とした季節性インフルエンザの定期予防接種などの各種定期予防接種を実施しています。 また、法定接種以外の予防接種費用を助成対象とする場合は、国や東京都の方針、感染症の流行状況と区民の健康への影響、ワクチン接種の効果や副反応の有無、自費で接種する際の区民の負担などを総合的に検討し、実施の可否を決定しており、令和6年度からは子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、子どもの季節性インフルエンザを任意予防接種に係る費用の一部助成を行っています。 接種費用の全額助成や同居家族への接種助成については、現時点で実施の予定はございませんが、引き続き国及び東京都の方針・情報、感染症の流行状況などの傾向を見ながら、助成対象者及び助成金額について検討してまいります。
43	小学生以下		江戸バスについて、都営バス同様に小学生も無料か半額にしてほしい。	△	江戸バスの運賃は既存のバス路線の運賃や、コミュニティバスを導入している他の自治体の状況等を踏まえ、利用者の利便性を考慮し、多くの方に低料金で利用していただけるように100円と設定したため、小学生の方の運賃につきましても同様に一律100円としています。
44	一般		プレコンセプションケアについて、中央区は少子化の現状ではないが、いつかその状況が訪れるときがあるので、子どもたちに今のうちから重要性を伝えてほしい。	□	プレコンセプションケアの周知は、区民の健康増進や充実した生活の実現のために重要であると認識しているため、その実施方法や対象・時期等について、引き続き検討してまいります。
45	小学生以下	P97～101 第4章 方向性2 基本施策3 教育・保育環境の整備	小学校児童数の増加に伴い、クラス数も増えたため、専門の教室が減るなど、学年合同などで行う活動がやりにくくなりました。また、休み時間に多くの人で校庭や屋上で遊ぶことが危険という理由から、校庭や屋上で遊ぶことができる日数がとても減っている。順番が来ても、とても狭い。 人数に対して学校が狭すぎるので、もっと広い学校にしてほしい。	□	本区では児童や生徒の数が増加していることから、教室の不足が生じないよう、余教室や多目的室について普通教室への改修を行っています。 都心区である本区では、敷地や建物の規模が限られていることから、改築等の機会をとらえ校庭のほかにも運動スペースを作るなど、可能な限り遊ぶことが出来る場所を確保できるように努めています。
46	一般		0歳から2歳の幼児について、保育所に預ける場合は1人あたり数百万円単位の公費負担があるが、自宅保育をする家庭にはそれに代わる公費支援がなく、支援の切れ目が生じている。令和8年からこども誰でも通園が実施されると、さらに通園する家庭と自宅保育する家庭への支援の格差が広がる。 自宅保育をしている家庭にも同程度(月数万円単位)の切れ目のない支援をしてほしい。	△	保育所は、保護者の就労などの理由により保育を必要とする乳幼児を預かり、保護者に代わり保育することを目的としており、在宅で保育をされている方で一時的に保育が必要な場合は、一時預かり保育事業を利用いただけます。 子育て世帯への経済的支援については、妊婦の方へタクシー利用券を贈呈し、出産後には区内共通買物・食事券を贈呈する出産支援事業をはじめ、対象児童を中学生から高校生世代まで拡大して実施している子ども医療費助成など、区独自として子育て世帯への支援の充実を図っております。 今後も、就労の有無にかかわらず安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。
47	一般	P102～106 第4章 方向性2 基本施策4 教育・保育の質の向上	年々、外国人の児童・生徒が増えている。「国際特別支援学校」のような制度を設け、外国籍の子どもが日本文化等を学ぶことで、社会の秩序が守られるようお願いしたい。また、民間の教育機関に委託してもよいと考える。	△	外国人の児童・生徒については、日本語教育に適應できるよう語学指導員を配置しています。本区においては、人口増加が続いており、普通教室や小学校の確保が課題となっていることから、現時点で「国際特別支援学校」のような学校の設置予定はありません。 今後も、語学指導員の配置に加えICT機器の活用などを推進し、より一層学校現場と連携して外国籍等の児童・生徒の学校生活を支援してまいります。
48	一般		学習用タブレットは授業での利用頻度が低いにも関わらず、充電のために毎日ランドセルに入れて通学している。 児童・生徒の負担軽減のため、学校内に充電ポートの設置もしくは学校に置いて帰れるようお願いしたい。	△	タブレットは学習効果を高める重要なツールであり、区ではタブレットを家庭に持ち帰る目的として、授業の予習・復習や、ドリルソフトを活用して児童・生徒個々の学習課題の解消などに加え、充電することをお願いしております。 この取組は、学校と連携して行っており、今後も家庭へタブレットを持ち帰る意義をご理解いただけるよう努めてまいります。
49	一般		保育園巡回支援・指導検査について、単純な巡回した数では施設数が増えることから良し悪しが把握できない。たとえば「N年 or Nヶ月に1度は巡回」といった何らかの基準を基に巡回対象や頻度を設定されていると考えられるので、その前後比較ができるような形式に修正してほしい。	△	巡回支援・指導検査は、決められた回数ではなく、各園の状況によって調整しています。職員の配置状況、経験年数、保育の状態、在園児数、前回の巡回結果などを考慮して、臨機応変な支援体制を構築し、保育の安全性の確保と質の向上を図ってまいります。
50	一般		保幼小の連携について、現況と最終年度目標の前後比較ができない。現状の回数で足りているのかどうかという判断があって、その上で増やすべきか同数で維持すべきなのか等の数値設定がされるべきである。	△	保幼小の連携は、保育園・幼稚園から小学校への円滑な接続を図ることを目的としており、各連絡会の内容を充実させ、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保しています。 また、連絡会の内容については、子どもの学びに係る多様な要素が含まれており、件数や割合などの目標の定量的な数値を設定するのはなじまないと考えております。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
51	一般	P107～111 第4章 方向性2 基本施策5 多様な子育て支援サービスの提供	一時預かり保育のオンライン予約が新たに導入されたが、必要不可欠なサービスであり、実現されたことに感謝したい。	○	引き続きサービスの向上に努めてまいります。
52	一般		一時預かり保育の実施場所が限られているため、ハードルが高い。少しずつ実施場所を増やしてほしい。	□	子ども家庭支援センターの各分室や公私連携認定子ども園等に、保育需要に応えられるよう一時預かり保育の受け入れ施設を整備し、実施しています。今後も保育実績や施設改修等の機会を捉え、区民サービスの向上に努めてまいります。
53	一般		一時預かり保育の利用料金一時間800円を値下げしてほしい。 令和8年度に子ども誰でも通園制度が実施されることも期待するが、一時預かり保育の実施園を拡大し、利用をより積極的に促してほしい。	△	使用料は多角的に適正と判断しており、変更の予定はありません。 一時預かり保育は子ども家庭支援センターの各分室や公私連携認定子ども園等で実施しており、保育需要に応える量的整備をしています。 引き続き、保育実績や施設改修等の機会を捉え区民サービスの向上に努めてまいります。
54	一般		ファミリー・サポート・センター事業について、依頼会員数が記載されていない。 また、現状においては十分にサービスを提供できていないという課題がある中で、この最終年度目標の記載では、今後の方向性が見えない。本事業を立て直すならば、何らかの対策とその数値目標があるべきであり、ないならばそのニーズをどこで埋めるのかという施策が記載されるべきである。	◎	重点事業の現況には、サービスの確保方策を記載しているため、依頼会員数を記載していません。 最終年度目標に、数値目標として、提供会員数、活動件数の数値を記載しました。
55	一般		ファミリー・サポート・センター事業について、親の通院・健診へ一緒についていくなどサービスの拡充をお願いしたい。 提供会員の担い手不足に対しては、ペイをあげることやシルバー人材センターの利用、民間委託による運用も考えられる。	△	親の通院や健診等には提供会員宅での預かりを主軸に活動しています。提供会員増に向け取組を進めており、活動謝礼の変更や民間委託等は考えておりません。
56	一般		東京都のベビーシッター制度の方が、ファミリー・サポート・センター事業より空いている人を探すのも依頼するのも楽であり、啓蒙活動しても利用者は増えないのではないかと感じている。 ベビーシッターの交通費は実費であり、都内在住のシッターは空いてないことが多い。ファミリー・サポート・センター事業で提供会員の方がベビーシッター制度に移行すれば、利用者としては近所の方に気軽に頼れて良いと思う。また、類似した事業が乱立してて分かりにくいのも改善してほしい。	△	多様な子育て支援ニーズに応えられるよう、一時預かり保育などの施設型保育に加え、令和3年度からはベビーシッター利用支援事業を実施し居宅型保育サービスの選択肢を増やしました。 ファミリー・サポート・センター事業は、コロナ禍を経て活動実績が減少していますが、潜在会員を活用したり活動しやすい素地を整えたりすることで、地域での子育ての支え合いを推進してまいります。
57	一般		病児・病後児保育の実施施設が少ない。	□	病児・病後児保育施設については、セーフティネットとして機能するよう、受け入れ施設を整備しています。 引き続き、多様な保育ニーズに応える保育枠・体制を確保してまいります。
58	一般		病児・病後児保育の利用者の条件には、保護者の就労条件はないという認識だが、現在、同事業の利用にあたり保護者の就労条件が付けられたのか確認したい。	△	病児・病後児保育については、保護者の就労等で家庭看護が困難なときのセーフティネットとして、事業を実施しています。 就労していないことが本事業の利用を阻むものではありません。
59	一般		子どもショートステイについて、利用理由に「育児疲れ」を追加し対象を広げてほしい。 理由を問うことなく、受け入れを実施している自治体もある。また、区でもショートステイを独自で実施し、利用枠を増加させてほしい。	△	保護者の疾病等で家庭養育が困難なときのセーフティネットとして事業を実施しており、利用条件の変更は考えておりません。
60	一般		ベビーシッター利用支援事業の使用年齢を小学生まで引き上げてほしい。	△	小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進していることから、ベビーシッター利用支援事業の対象年齢の引き上げは考えていません。
61	一般		緊急一時保育援助について、未就学児だけでなく、就学児も利用できないか、枠の拡大の検討をお願いしたい。	△	保護者の疾病等で日中保育が困難なときのセーフティネットとして事業を実施しており、対象児の変更は考えていません。 小学生の放課後の居場所としては、プレディや児童館等を整備しています。
62	一般	P112～116 第4章 方向性2 基本施策6 子どもの居場所づくり	ほっとできる居場所に関する子どもへのアンケートについて、単数回答であれば「①自分の家」を選択する人が多くを占める結果になるのは明らかなので、今後実施する場合は、複数選択にすべきである。	△	本調査では、東京都が平成28年度に実施した「子供の生活実態調査」の結果と比較するため、同調査を参考に、単数回答として設問を設定して実施しました。
63	一般		KPI「学童クラブ待機者数」の目標値「0人（2029年4月1日）」について、5年後ではなく、2～3年後に目標を実現できるよう工夫してほしい。プレディプラス（学校内学童クラブ）を数年がかりで展開していく認識なので、展開後に何人程度かという記載が良いのではないか。	○	P85「【目標達成の目安となる指標（KPI）】」は、計画最終年度の目標値を設定したものです。P166、P167に事業の量の見込みと確保方策を年度ごとに記載しています。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
64	一般	P112～116 第4章 方向性2 基本施策6 子どもの居場所づくり	学童を増やしてほしい	○	P166、167「学童クラブ【量の見込みと確保方策】」に記載のとおり、引き続き区立小学校内への学童クラブの設置や児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する民間学童クラブの誘致を推進してまいります。
65	一般		放課後等デイサービスの利用を希望しているが、空きがなく、児童館の学童クラブも利用予定である。デイサービスの事業者から「送迎待ちの際に学校（プレディ）で待っていてほしい」と言われた。 中央区では「学童クラブとプレディの併用はできない」ということであり、今後、学校内に学童クラブが設置され、こういった問題は解消していくと思うが、事情がある場合には、両方利用できるような検討をお願いしたい。	□	放課後等デイサービスについて、今後も利用ニーズの増加が見込まれることを踏まえ、令和6年度より新たに開設する事業所への補助を行い、区内参入の促進に取り組んでいます。 学童クラブとプレディの併用については、学童クラブは利用の必要性の高い方が入会しているという点に鑑み、併用可とする予定はありません。放課後等デイサービス事業所にご相談いただき、現行のルールに則った利用をお願いします。
66	一般		特認校に通う子どもの放課後の居場所を確保する場合、学校から外に出てプレディ実施校に移動するか、高額な民間学童を利用するかの選択になる。 学校から外へ出ることへの不安もあるため、校内で放課後を過ごせるよう、特認校へのプレディや学童の早急な設置をお願いしたい。	◎	プレディ未設置の小中学校の内、城東、阪本、常盤小学校において児童の活動場所の確保に一定の目処が立ったことから、令和8年4月の開設を目指して必要な調整や開設準備を進めていくため、P168「(3)②放課後子ども教室（子どもの居場所「プレディ」）」の【確保方策】に反映します。 なお、泰明小学校についても、引き続き実施場所の確保に向けた検討を行ってまいります。
67	一般		今年度からプレディの運営会社に変更になり、プレディプラス事業が開始されたが、先生が全員入れ替えとなり、プレディ内の秩序が守られていなかったり、子どもの数が多すぎて、子どもは嫌がって行きたがらなくなった。 今は子どもの人数が減ったと聞いているが、子どもたちが行かなくなって人数がちょうどよくなっているのではないかと思う。学童クラブと一緒にするのは行政の都合であり、先生の入れ替えも含め、もっと利用者や保護者の意見を聞いた上でプレディプラスを実施してほしい。	□	プレディプラスの事業者は児童館との連携を図るため、導入に合わせて近隣の児童館を運営している事業者に委託をしています。 実施にあたっては、参加している児童の意見や学校、地域関係団体と協議しながら進めてまいります。
68	一般		「プレディ」について、小学校内の体育館や図書館等の既存の設備を有効活用し、子どもの特性に合わせた放課後の過ごし方ができるとさらに良くなると考える。	□	各小中学校内の設備や空き教室等については、これまでも学校と相談しながら活用してきたところです。 引き続き、学校と協議・連携しながら活動場所の確保を図ってまいります。
69	一般		中央区は学童やプレディに通う児童への公費支援は1人あたり数十万円相当の予算で行っているが、学童などに通わない児童への支援は一切ない。 学童などに通わない児童に対しても月数万円単位の教育バウチャーを支給し、全ての子どもの放課後の居場所づくりを支援してほしい。	△	学童クラブは自宅で適切な保護育成を受けられない児童を対象としていますが、プレディは区内のすべての小学生がご利用いただける施設です。 また、子育て世帯への経済的支援については、対象児童を中学生から高校生世代まで拡大して実施している子ども医療費助成など、区独自として子育て世帯への支援の充実を図っております。 習い事や塾の利用は、自由な選択に基づくものであり、現在、公費支援を行う考えはありませんが、引き続き子どもの安全安心な放課後の居場所づくりに努めてまいります。
70	一般		児童館の運営時間の格差を無くして中高生以上の利用に向けた内容の充実をしてほしい。	△	児童館では、限られた空間の中で利用者が安全に活動できるスペースを確保するとともに、ニーズに合った活動ができるよう、施設の広さや設備に応じて特色のある運営を行っています。 中高生世代は一般的に活動範囲が広く、その活動内容も高度であることから、各地域ごとに比較的大きなホールや音楽活動が可能なスタジオがある児童館において、中高生世代が活動できるよう、小学生以下の利用を午後5時までとした上で、午後8時まで開館しています。
71	一般		障害ある子の場合放課後の留守番が難しく、中学生以降のメインの居場所は児童館一般利用か放課後等デイサービスのみで、遠くの他の居場所へ移動するのは、非常に負担が大きい。子どもを地域で育てることを考えた場合、近所の児童館の一般利用が午後5時まででは放課後の地域の居場所がないので、児童館の開館時間を延長してほしい。 また、質を確保してほしい。	△	狭小な児童館では、中高生世代の活動スペースの確保が困難であり、また、中高生世代の利用ニーズをあまり見込めないことから、午後5時以降の開館はしていません。 質の確保につきましては、引き続き提供するサービス水準の向上に努めてまいります。
72	一般		現実問題として、児童館は中高生の居場所とはなっていないので、他自治体のように若者のための施設も検討してほしい。また、他の自治体ではこれらの施設を担っているのは児童福祉の担当部署ではなく青少年健全育成の担当部署が行われることが多いので、部署も横断した形での取組を期待する。	△	本区では、地域ごとに比較的大きなホールや音楽活動が可能なスタジオがある児童館を中高生世代が活動できる居場所として設けています。 また、地域のあらゆる世代が集える、にぎわいと交流、地域コミュニティの拠点として、令和5年12月に「はるみらい」を整備しました。引き続き、こうした施設の整備を検討してまいります。
73	一般		はるみらいや晴海図書館のような中高生以上も利用したいと思える機能を区内の各地域に作ってほしい。 晴海は他地域からアクセスが悪く、地域差を生まない、どこに住んでも同じ質の資源にアクセスできるようにしてほしい。	○	本計画に記載のとおり、中高生以上の若者が身近な地域における新たな交流やつながりを得られる多様な居場所が必要と認識しており、引き続き、各地域における若者の充実した居場所の確保に努めてまいります。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
75	一般	P112～116 第4章 方向性2 基本施策6 子どもの居場所づくり	小・中学生以下の子どもに限っては、公園での球技・スケートボード・自転車などをはじめとした趣味・スポーツ・運動を許可するようお願いしたい。	△	公園は子どもから高齢者まで多くの方にご利用いただいておりますので、他の利用者の迷惑となる行為は禁止しています。このため、球技・スケートボード・自転車等の利用は原則としてできません。 なお、ネットで囲まれたキャッチボール場や多目的広場を区内13公園に整備し、ボール遊びができる場所としておりますので、ボール遊びについてはこちらの利用をご検討ください。
74	一般		公園の整備について、昨今児童公園で子どもたちが大人に声をかけられたり接触があったりで怖い思いをする事案をよく聞く。 児童遊園では柵で囲って出入口を固定し、不特定多数の人が入らないスペースで子どもが安心して遊べるように環境整備をしてほしい。	△	不特定多数の人が入らないスペースの整備については、管理人が常駐しスペースへの出入りを監視する必要があることから、困難なため、対応できません。 公園巡回警備で定期的にパトロールを実施し、状況確認及び注意喚起を行うとともに、子どもが安心して遊べるようにしてまいります。
76	一般		「公園・児童遊園の整備」について、「老朽化が進んだ公園等については、地域の特性やニーズ、自然環境等に配慮しながら改修整備を行います。」と記載があるが、黎明橋公園のキャッチボール場は休日朝から夕方までバスケットボール等で小学校高学年～中学生が利用されていて、低学年は危なくて利用できない。もう一カ所増設するなど対応の検討をお願いしたい。 このような事例からすると、「改修整備を行います」というトーンではなく積極的な対応をお願いしたい。	△	区立公園内のキャッチボール場については、中学生以下の子どもの利用を優先するよう案内しております。小さな子どもの利用も想定されることから、譲り合った利用を案内していきます。 なお、キャッチボール場をもう一カ所増設することは、公園敷地に制約があることから、増設の予定はありません。
77	小学生以下		公園の整備について、子どもやその保護者だけが入れて、安心して遊べる公園やボールを使って遊べる場所がほしい。また、車いすのまま障害のある友達と一しょに遊べる遊具（車いすの友達も乗れるターザンロープなど）のある公園をつくってほしい。そして、小さい子が道路に出ていけないよう柵をつけるのと、小さい子の遊具もある公園をつくってほしい。	□	子どもとその保護者だけ、子どもだけが遊べる公園の整備については、管理人が常駐し公園への出入りを監視する必要があることから、困難なため、対応できません。 インクルーシブ遊具の設置については、近年整備した複合遊具にはインクルーシブの要素を含む遊具を選定しておりますが、公園を改修する場合や遊具の交換を行う場合には、インクルーシブ遊具の設置も検討してまいります。
78	小学生以下		公園の整備について、子どもだけがあそべる公園をもっとつくってほしい。また、車いすやけがをしている人と一緒に遊べるよう遊具やブランコをつくってほしい。	□	また、公園の出入口が車道に面している箇所には、公園内または車道に車止めや横断防止柵を設置しています。 小さい子どもが利用できる遊具の設置については、貼付されているステッカーに記載の年齢に限らず、保護者が同伴することにより小さな子どもも利用できます。
79	一般		インクルーシブ公園を設置してほしい。全ての子どもが遊びたいはずである。	□	
80	一般		「校庭（遊び場）開放」について、「学校休業日（原則、日曜日および休日）に、（略）安全な遊び場として開放しています。」とあるが、大半の小学校で月1回～数回の開放に留まっていて、定着している遊び場にはなっていない。現状維持のトーンではなく積極的な対応をお願いしたい。	□	子どもたちの遊び場が少ない本区において、学校の校庭は貴重な広場となっており、学校休業日にはさまざまな地域活動やスポーツ活動に利用されていることから、開放する日数を増やすことは容易ではありません。 遊び場として開放するだけでなく効率的な活用方法について検討し、校庭（遊び場）開放の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。
81	一般		P117 第4章 方向性3 KPIについて	新規被虐待相談件数が、コロナ前から200件以上心理的虐待を中心に増加している。相談による事前予防が行き渡り、結果、この数を減らすことをKPIに入れることはできないか検討してほしい。	△
82	一般	P118～121 第4章 方向性3 基本施策1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援	発達障害への支援について、具体的な支援の流れなど情報をオープンにするようお願いしたい。	○	子ども発達支援センターでは、子どもの発達に関する様々な相談をお受けし、お子様の発達状況に応じて適切な支援・療育を行っています。 また、発達障害に関する正しい知識を普及するため、講演会やリーフレットの配布を行っています。
83	一般		ゆりのきによる乳幼児健診における連携発達相談は、とても有効と思うが、3才児健診の際に実施していないのであれば、早期発見・介入の強化の点から実施し、対応を強化してほしい。	□	子ども発達支援センターが実施している「ゆりのき連携発達相談」では、保健所の健診時等に心理士と保健師が出向き早期発見・早期療育に努めています。 健診時以外でも区内保育所等への巡回相談を実施するなど支援の強化を図るとともにいつでも気軽に相談できる体制の整備に努めてまいります。
84	一般		ゆりのきの相談員による巡回相談について、児童館の巡回相談もとても大事なため、人員を厚くし、児童館への巡回相談も積極的に展開してほしい。	△	子ども発達支援センターでは、相談員が子どもの在籍する保育所、認定こども園等を訪問し、在園するお子様の日々の生活の様子を見極めながら発達状況についての助言を行っています。 そのため、現時点では児童館を巡回対象にする予定はありません。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
85	一般	P118～121 第4章 方向性3 基本施策1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援	「ゆりのき」や地域の児童発達支援施設を利用しているが、作業療法士（OT）の運動療育は年中からしか受けられず、受けられても不定期であった。 また、心理士の療育も数ヶ月に1回ペースであった。さらに、希望しないと発達検査を受けられず、知能検査は就学相談まで受けられなかった。支援の必要な子どもに対して、支援者が不足しているため、支援者の増員をお願いしたい。	□	子ども発達支援センターで実施している作業療法（OT）は、運動機能等の発達を促すためには年中程度からの療育が効果的と考えています。 また、発達検査については、心理面接の中で必要に応じて実施しています。療育の回数は、利用者が公平に受けられるようにしているため制限はありますが、より多く受けられるよう創意工夫し、実施してまいります。
86	一般		民間の児童デイサービスの数が増えているが、ゆりのきの連携が就学健診・就学後フォローのために必要と考える。 ゆりのきがハブとなって、学校、地域、民間をつなげるようお願いしたい。	□	子ども発達支援センターでは、区内障害児通所支援事業所を対象に支援の専門性や支援技術の向上を目的とした研修を行っています。 こうした研修等を活用しながら関係団体との連携の構築を進めてまいります。
87	一般		重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる支援施設が圧倒的に足りないため、障害児福祉計画と連携させながら、増加させてほしい。 また、知的・発達・肢体不自由児が利用できる放課後デイサービスの数を増やしてほしい。	○	中央区障害児福祉計画において、放課後等デイサービスのさらなる需要増を見込んでおり、今後も増加が見込まれる放課後等デイサービスの利用ニーズを踏まえ、令和6年度より新たに開設する事業所への補助を行い、区内参入の促進に取り組んでいます。
88	一般		重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる在宅レスパイトの時間数が、中央区は、上限96時間であり、上限を増やすことを、障害児福祉計画と連携させながら、検討してほしい。	○	令和6年度より、1年度における利用時間の上限を144時間に拡充しています。
89	一般		医療的ケアを希望する保育園・幼稚園・学校・学童保育等に看護師を派遣する体制の構築をお願いしたい。 派遣できるようになると、今後、医療的ケア児が、地域の学校に通う場合にも対応ができるようになると思う。	□	各施設の実情に応じて、医療的ケア児の受け入れに支障がないよう確保する体制を整えています。 引き続き、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨に則り、体制の整備に努めてまいります。
90	一般		個別移動支援事業について、現在は年齢に関わらず通学における移動支援が片道30分、月間23時間と決まっている。中学生以降は住まいから学校までが遠くなり、障害の程度によってはこの時間では不足する。通学における安全確保のために、成長に伴う行動範囲の広がりに応じた移動支援の支給量の実施も加えてほしい。	○	本区では、令和4年度より成長に伴う行動範囲の広がりに対応するため、個別移動支援事業の通学にかかる利用範囲を特別支援学校、特別支援学級、小学校、中学校、高等学校、大学等へと拡大しています。 また、通学利用の時間数上限を超えての支給を希望される方については、その必要性について検討した上で支給の可否を決定していますので担当ケースワーカーにご相談ください。
91	一般		放課後等デイサービスが一杯であることから、学童クラブの障害児枠があることを周知し、学童クラブで預けられるようにしてほしい。 可能であれば、障がいのある中学生が学童のような場を利用できるようにしてほしい。	□	放課後等デイサービスについて、今後も利用ニーズの増加が見込まれることを踏まえ、令和6年度より新たに開設する事業所への補助を行い、区内参入の促進に取り組んでいます。 学童クラブの利用審査にあたっては、障害のあるお子様が小学3年生以上の場合の指数の加点のほか、同点だった場合に障害者手帳を有する児童を優先するなどの対応を行っていますが、障害児枠というものは設けておりません。 なお、障害の有無に限らず、特別な配慮が必要な児童については、個別の事情を勘案しています。
92	一般		育ちに支援が必要な子どもや障害ある児童が健やかに成長するには、通所支援、特別支援教育等で社会参加する力を培った後、地域でその力を発揮する仕組みや支援が必要ではないでしょうか。	□	本区では、ライフステージに応じて未就学児については児童発達支援、就学後については、放課後等デイサービスなどの障害児向けの福祉サービスを提供しています。 障害のある児童が地域や様々な方面で活躍できる場の更なる支援の充実に向け、障害者計画等との整合性を図りながら施策を進めてまいります。
93	小学生以下		障害がある子について、大人たちでこれがいいと勝手に決めないで意見を聞いてほしい。子どもの権利条約の、意見を表明する権利、参加する権利を大人たちが奪わないでほしい。障害者権利条約を守ってほしい。	□	子どもの権利条約や障害者権利条約を順守はもとより、障害の有無にかかわらず、計画や施策に子どもの声を反映させるよう、さまざまな意見表明の機会を設けていきます。
94	一般		適応教室「わくわく21」について、通室できる場所を増やしてほしい。また、希望者には訪問支援を実施することも検討してほしい。	△	適応教室「わくわく21」については、通室とオンラインによる個に応じた学習や対話支援、民間事業者を活用した学習支援のほか、さまざまな場所からつながることができるメタバースの活用を検討するなど、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努めています。
95	一般		引きこもりや浮きこぼれ、学校へ通えない子どものための施設や手立てについて記載してほしい。	○	不登校等の児童・生徒の個々の状況により、「学校以外の居場所づくり」、「生活や学習状況の改善」、「学校復帰に向けた支援」といった目的別・段階的に支援が行えるよう、適応教室「わくわく21」を運営しています。
96	一般		「知的発達に遅れがない自閉症児」を対象とした学級が中央区に無いため、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の新設を要望します。	□	自閉症・情緒障害特別支援学級では、学習指導より、日常生活におけるつまづきの改善に重きを置いた「自立活動」の指導が行われます。一方で、進学等を考えた時に、各教科の指導時間を確保することも必要なため、十分に検討を重ねた上で、設置について検討します。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
97	一般	P118～121 第4章 方向性3 基本施策1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援	<インクルーシブ教育について> 特別支援学級設置校の普通級一年生に在籍する知的障害を持つ児童が、在籍クラスではついていけない授業のときに支援級で指導を受けていると聞き、素晴らしい取り組みと思った。 特別支援級が設置されている学校だけでなく、すべての学校に広げてほしい。また、知的障害と情緒障害それぞれの支援学級を作ってほしい。	△	交流及び共同学習は、経験を深め社会性を養いながら豊かな人間性を育むとともに、障害の有無にかかわらずお互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会として大変有意義です。特別支援学級をはじめ、個の障害の程度に応じて各校で対応させていただきます。 知的障害特別支援学級については、月島第三小学校（R7）、日本橋小学校（R10）に開設予定です。情緒障害特別支援学級については、今後検討していきます。
98	一般		特別支援教育の充実について、インクルーシブ教育を導入してほしい。 また、インクルーシブ教育が進んでいるかを評価するために、目標、指標、実現のための方策、客観的な質と量の評価ができるよう数値化してほしい。	△	インクルーシブ教育は、子どもの状態等を踏まえ、個別に教育的ニーズを把握し、支援の内容を検討していくものであるため、目標や指標等の数値化は難しい状況です。 共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育の理念を踏まえつつ、交流及び共同学習を柔軟にかつ積極的に取り入れることが必要です。
99	一般	P122～124 第4章 方向性3 基本施策2 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援	児童相談所設置も目標に、児童福祉の人材育成を行っていることは認識しており、今後しっかり議論がされ、具体的な設置に向けた動きが生まれることを期待したい。	□	相談員の確保・育成など子ども家庭支援センターの相談支援機能や都区連携の強化を図るとともに、区児相設置に向けて適地を含めた検討を続けてまいります。
100	一般		一時保護施設から、登校やオンライン授業実施の依頼が在籍校に来た場合、教育委員会は、その実現に向け柔軟な対応をとってほしい。	□	要保護児童等に対する教育機会の確保については、教育委員会としてその重要性を認識し、最大限の対応を取るよう努めていきます。
101	一般		子育て支援を考える方々への講座において、子どもアドボカシーや子どもの意見表明等支援に関する内容の実施をお願いしたい。	□	子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室で実施している講座の中で、実施内容について検討してまいります。
102	一般	P125～128 第4章 方向性3 基本施策3 子どもの貧困の解消に向けた支援	子どもの学習・生活支援事業について、対象を小学1～3年生まで拡充してほしい。	△	小学校高学年以降は学習面での難易度が上がり精神面での変化が見られやすいため、児童が学習意欲や自己肯定感を持てるよう支援に取り組んでいることから、現時点で小学1～3年生を対象とすることは検討しておりません。
103	一般		就学奨励の条件が公開されておらず、申請をしたが対象外の結果を受けた。条件を公開してほしい。	□	条件については、区HPで概要を公開していますが、今後、詳細の公開について検討してまいります。 また、今後は問い合わせを受けた際には申請者の状況を確認し、より丁寧な説明を心掛けてまいります。
104	一般	P129～131 第4章 方向性3 基本施策4 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭が、保育園、学童保育、病児保育、ファミリーサポート、養育訪問支援事業等を優先利用できるようにしてほしい。	△	保育園の入園選考において、ひとり親家庭には加点を付与するとともに、同点の場合にも優先されるよう配慮しています。 学童クラブの利用審査においては、ひとり親家庭に対する指数の加点のほか、同点だった場合にひとり親家庭の児童を優先するなどの対応を行っています。 病児保育は、運用方法から専用枠を確保する考えはありません。 ファミリー・サポート・センター事業は利用会員と提供会員の相互援助活動のため、優先利用の考えはありません。 養育訪問支援事業はひとり親であることを含めた総合的なアセスメントに基づき利用の決定をしています。
105	一般		ひとり親・貧困に理解のある就職先を開拓・確保してほしい。	○	ひとり親・生活に困窮した方の就職に向けた支援にあたっては、ハローワークやシルバーワーク中央と連携しながら、相談者の状況や希望に応じた求人の情報提供を行うなど、生活の安定に向けた支援を行っています。 また、ひとり親で希望される方に対しては、母子・父子自立支援プログラム策定員により個々の状況、ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定しているほか、生活困窮者で希望される方に対しては、就労支援員が相談者の状況に応じた支援プランを作成するなど、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を行っています。
106	一般		ひとり親家庭相談及び女性相談、養育費確保支援事業について、最終年度目標の記載がないため前後比較ができない。数値設定がされるべきである。	△	相談件数や養育費確保支援事業の申請件数については、件数により事業の効果が把握できるものではないため、数値目標を定めていませんが、引き続き相談者の求めや悩みに対して適切な支援を行ってまいります。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
107	一般		ひとり親だが、一定の所得があり、所得制限を超えてしまうため、すべての支援を受けられずにいる。中央区に住み続けるには一定の所得が必要であり、懸命に働くことで、所得制限を越えてしまうひとり親家庭があることを知ってほしい。	△	ひとり親支援では事業の目的に応じて所得制限等の要件があるものやないものがあります。 今後ともひとり親家庭のニーズを把握し、ひとり親家庭の福祉増進を図るための支援策を検討してまいります。
108	一般	P129～131 第4章 方向性3 基本施策4 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親世帯を対象に設置している区営住宅の数を増やし、優先利用できるようにしてほしい。増やせないなら、家賃補助をしてほしい。	△	公営住宅を増やしていくには用地の確保が必要となりますが、都心に位置している本区は地価が高く、公営住宅を増設することは困難です。また、ひとり親世帯への家賃補助は、公平性の確保や継続的な実施により大きな財政負担を伴うことから、導入は考えておりません。 なお、ひとり親世帯を含めた住宅の確保に配慮が必要な住宅確保要配慮者への入居を拒まない住宅を確保するため、令和6年度から民間の空き家・空き室を活用したセーフティネット住宅の運営事業者を募集し、その事業者に対して家賃補助等を行う制度の運用を開始しています。
109	一般		令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し/令和8年5月までに施行予定）を踏まえて、離婚後の共同養育を推進する内容を計画に加えてほしい。	△	現在、国等から法改正に係る通知や方針が示されていないため計画に反映することはできませんが、引き続き国や東京都の動向を注視してまいります。
110	一般	P129～131 第4章 方向性3 基本施策4 ひとり親家庭の自立支援	こども家庭庁が開始した「離婚前後親支援事業」（こ支家第198号・令和6年3月29日）を踏まえた内容を計画に加えてほしい。	○	離婚前後親支援事業の事業内容の一つである「養育費の履行確保等に資する事業」について、本区では「養育費確保支援事業」として実施しており、計画にも反映しています。
111	一般		ひとり親家庭ホームヘルプサービスを利用する場合、中央区では一時的に日常生活に支障が出ている場合という条件付きとなっており、以前住んでいた自治体の方が充実していた。日常生活に支障が出る前に支援してもらえる制度を検討してほしい。	△	ひとり親家庭ホームヘルプサービスは、国や東京都の基準に準じて実施しており、対象者を就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じているひとり親家庭としています。 現在のところ、制度を変更することは検討していませんが、他自治体の動向や区民のニーズを注視し、引き続きひとり親家庭の生活の安定を図ってまいります。
112	一般		「地域・社会活動への参加・参画」の一環として、関連する審議会・委員会に子ども・若者をメンバーとして加えることを検討してほしい。 当事者として企画段階から関わることが熱量を持つ最大のきっかけになると考える。	○	本計画に記載のとおり、子ども・若者向けアンケート調査の実施や会議体への若者の登用等により、子ども・若者が区政に参画できる機会を確保するとともに、子ども・若者の視点や意見を政策等に反映してまいります。
113	一般	P136～138 第4章 方向性4 基本施策1 若者が地域で力を発揮できる環境づくり	子ども・若者の意見の反映について、「全庁」とすると結局だれも責任を取らずやらないということになりかねない。 担当部署を設定し、庁内の旗振り役の役割を担ってほしい。	○	子ども・若者の意見の反映については、特定の部署のみが取り組む内容ではないため、「全庁」としています。 また、計画の進捗状況の管理として、PDCAサイクルの中で子ども・若者の意見等を踏まえ、事業の継続・拡充、見直しを図ることとしています。 なお、子育て施策を総合的に捉えたさらなる子育て支援の充実を推進するため、令和7年度に、「子ども施策推進室」を新たに設置する予定です。
114	一般	P139～141 第4章 方向性4 基本施策2 生きづらさを抱えた若者の支援	ケアリーバー（児童養護施設や里親の元から自立する若者）の住居支援の記載をしてほしい。行き場がないことによる問題が生じている。	△	実施主体は東京都になります。 東京都の取組を注視し、都からの依頼に応じ協同していきます。
115	一般	P142～145 第4章 方向性4 基本施策3 若者がライフデザインを描くための支援	既存の関連の施策を並べた印象しかない。 課題や目的に応じて、施策を検討してほしい。	□	計画書に記載のとおり、計画の期間の中で、若者がライフイベントに係る選択ができるよう、資質・能力を身に付けるための支援を充実してまいります。
116	一般	P146 第4章 方向性5 KPIについて	方向性5のKPIについて、「地域住民による子ども・子育て活動に将来的に携わってもよいと思う保護者の割合」を、「地域住民による子ども・子育て活動に実際携わっている保護者の割合」としてはどうか。 実際に行動する人が増えてこそ、見える形で、地域・社会全体で子育てを育むことにつながると思う。	△	ご意見の「地域住民による子ども・子育て活動に実際携わっている保護者の割合」の割合は、就学前児童保護者では1.8%、小学生児童保護者では4.7%となっています。 数値目標として掲げるには割合が低く（回答者数が少なく）なっているため、本計画では、「将来的に携わってもよい方」、「実際に携わっている方」の両方を含め、KPIを設定しています。
117	一般		子ども自転車乗り方教室について、教室を実施するだけでなく、安全に子どもが自転車の練習ができるよう、交通公園を整備してほしい。	△	区立公園内への自転車の乗り入れについては、公園利用者の安全を確保するため、区立公園条例で禁止しています。公園内は、小さな子どもから高齢者まで、様々な利用者が安心して利用できる空間であることから、自転車の乗り入れを可能にする予定はありません。
118	一般	P151～153 第4章 方向性5 基本施策2 子どもを守る安全なまちづくり	子ども自転車乗り方教室について、練習する機会が限られている。 公園の利用ルールの変更など、公園関係の部署と連携して見直しを検討してほしい。	△	自転車の練習については、安全安心に練習できる場所を提供するため、区立小学校の校庭を自転車の練習用として一時的に開放しています。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
119	一般	P154～156 第4章 方向性5 基本施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進	子どもが学校で「アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）」について学ぶ機会があった。大人も学べる機会の検討をお願いしたい	○	男女平等センターでは、男女共同参画の推進事業の中で、「アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）」について、男女共同参画ニュース「Bouquet」や主催講座等の中で広く学ぶ機会を提供しています。講座のお知らせは、区のおしらせやホームページに掲載しています。 なお、男女共同参画ニュース「Bouquet」No.91でアンコンシャスバイアスを特集しています。 【URL（男女共同参画ニュース「Bouquet」No.91）】 https://www.city.chuo.lg.jp/documents/5716/20220725.pdf 
120	一般	P160～162 第5章 3 幼児期の教育・保育施設の量の見込みと確保方策	現在月島地域で建設中の外・マンションが完成するとさらに4,500人ほど人口が増加する。 保育所・幼稚園だけでなく、小・中学校の教室のほうも、地域を分けて、量の見込みと確保方策をすべきではないかと考える。	△	本計画では、子ども・子育て支援法において定められている、保育所・幼稚園の量の見込みと確保方策を掲載しており、小学校・中学校については掲載しておりません。 なお、小・中学校については、地域の状況や通学区域ごとの児童・生徒数推計、教育環境整備に係る法制度の動向に基づき毎年検討を行い、教室等に過不足が生じないように計画的に整備していきます。
121	一般		保育所の量の見込みについて、人口急増である月島地域で保育所が不足することが考えられるため、中央区全域で見るのではなく、3区域で分析すべきと考える。	○	保育所等の量の見込みと確保方策については、京橋地域、日本橋地域、月島地域の3地域に分けて分析し、その結果を、令和6年度第3回中央区子ども・子育て会議で提示し、審議しました。
122	一般	P184 第6章 計画の推進	計画のPDCAサイクルを適切にまわすためには、その計画を担う人材育成が欠かせない。本計画の推進体制において、「体制づくり」と述べられて終わっており、人材育成について、記載を充実させてほしい。	△	本計画内で、保育士の資質向上、児童相談センターへの研修派遣を通じた人材育成等、多様な人材の育成について記載しています。 ご指摘箇所の記載の修正の考えはありませんが、今後も計画の進捗管理の中で、計画を担う多様な人材の育成の取組を推進してまいります。
123	一般		本計画を実施するにあたっては、庁内での連携のみならず、東京都、警察等の各関係機関との連携は、欠かせない。 「体制づくり」において、関係機関と連携することについての記載の充実をお願いしたい。	△	本計画を推進するには、例示いただいたような各関係機関等との連携は欠かせません。ご指摘の箇所では、計画の推進の基本的な考え方として、連携の必要性を記載しており、記載の修正の考えはありませんが、各取組において、関係機関等と綿密に連携しながら事業を実施してまいります。
124	一般	P185～186 第6章 目標達成の目安となる指標（KPI）一覧	KPIについて、これらの数字は定期的にアンケートを実施し、最終年度だけでなく進捗を把握してほしい。 子ども向けの調査は今回新たに実施したもので年度によっての変動も想定されるのでぜひ実施してほしい。	□	次期計画の最終年度の前年に当たる令和10年度に、計画の進捗度を図るため、保護者向けのニーズ調査や子ども向けアンケート等の調査の実施を予定しています。 KPIや各種取組も含めた計画全体の進捗把握の方法については、引き続き検討してまいります。
125	一般	表紙	表紙の計画名の下に、計画期間の明記をしてほしい	◎	表紙に計画期間を記載することを予定しています。
126	一般		りゅぽ〜と（標準服等リユース事業）について、SDGsに即した素晴らしい活動だが、取り扱いがない学校があるので、全校の標準服の取り扱いをしてほしい。	△	りゅぽ〜と（標準服等リユース事業）は事業の開始に当たり、区立幼稚園・学校にアンケートを行い、参加意向のあった園校を対象として実施しています。 今後も参加希望があった園校については取扱対象とする予定です。
127	一般	記載なし	りゅぽ〜と（標準服等リユース事業）の譲渡会の開催場所が京華スクエアで他の地域からは遠いので、それぞれの地域で譲渡会を開催してほしい。	□	りゅぽ〜と（標準服等リユース事業）は京華スクエア内で譲渡準備を行っており、在庫管理システムとウェブサイトを連動させることによって、ウェブサイトでリアルタイムの在庫を確認できるようにしています。これにより、譲渡会開催中も在庫の変化を確認できます。 在庫管理システム機器の移動が難しいことから、今後も京華スクエアでの開催を予定しておりますが、今後譲渡会の実施方法を検討する際には、ご意見を参考にさせていただきます。
128	小学生以下		ハッピー買物券の販売を15歳以上に制限するのは、子どもをひとりの人間としての人権が認められていないと思うので、是正してほしい。	△	ハッピー買物券は、区内の消費を刺激することで景気回復や顧客拡大の契機を作り、区内中小小売店等の振興を図ることを目的に発行しています。 自ら得た賃金でハッピー買物券を購入し、消費の主体を担える可能性があることを踏まえ、「16歳以上」としているため、購入対象者の年齢について変更する予定はありません。
129	一般		用語解説を巻末に入れてほしい。	◎	中間のまとめ時点では資料編を掲載しておりませんが、現行の計画と同様に、巻末の資料編に用語解説の掲載を予定しています。